

事務所ニュース

労働保険事務組合第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18

TEL. (075) 864-3336

FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

ス ポ ッ ツ

労働時間規制の抜本的再編へ

政局劇に左右されない改革を

平成26年のすべり出しの時点では、久しぶりに首相は昨年と同じ顔でした。平成18年以来、毎年続いていた交代劇にも、一区切りついた形です。

これは異常事態のようですが、過去にも同じような時代がありました。大正の約15年間にも、合計11人の首相が輩出しました。西園寺公望、大隈重信、原敬、高橋是清といったビッグネームが、キラ星のように連なっています。それに比べると、最近の政治家は小粒になったという話をよく聞きます。あるいは、「教科書に載っている人は偉い」という先入観に惑わされているだけでしょうか。

政局の不安定は、少なくとも、一貫した政策の維持貫徹という観点か

らはマイナスです。国会で「ねじれ」が続いている時期は、労働関連の法改正も政策的な「ブレ」が大きかつた感があります。現政府は「日本再興戦略」等に基づいて、雇用制度改革改革関連で意欲的な姿勢をみせていました。その方向性については賛否両論あるでしょうが、現状を積極的に改变しようという意思はみて取れます。

審議にはまだ時間がかかりそうですが、厚生労働省の労働政策審議会でも、労働時間法制の改正に向けて政労使の意見交換が行われています。論点は、「労働生産性の向上」と「ワークライフバランス」です。法定労働時間を超えて働く場合、割増賃金の支払を一律に義務付ける

という労基法の基本的枠組みに対しでは、経営サイドからいろいろと批判があります。この問題については、労働時間のさらなる弾力化等によつて対応します。

一方で、長時間労働に関しては、「絶対的な歯止め」を設ける必要性が説かれています。たとえば、2つの勤務間に一定の「休息期間（インターバル期間）」を置くなどのアイデアも示されています。

労使双方に目配りしたプランですが、それだけに着地点を見出すのは簡単でなさそうです。首相の顔が変わるとたびに腰がふらつくようなことなく、じっくりと論議を深めていただきたいたいものです。

2014

2

管理職のコース制

知つて得する



賃金実務

従業員が中堅クラスに達すると、管理職層への選抜が開始されます。しかし、現在は、ライン管理職だけではなく、スタッフ職や研究職も存在します。管理職層を3コース別に管理するのは大変ですが、少なくとも「同じ管理職格」に位置付けられていても、その役割に違いがある点は明確にすべきです。

厚生労働省の通達では、次長等とスタッフ職を明確に区別しています（昭52・2・28基発第105号）。次長とは、「部長等の不在時に、その職務を代行・代決する権限を有する者」でライン管理職に分類されます。一方、スタッフ職のため、関係先と折衝し、部下を統率・教育する能力を有する者（ライン管理職を指します）」「課の責任者として、目標の達成のため、関係先と折衝し、部下を統率・教育する能力を有する者（ライン管理職を指します）」「課の責任者として、目標の達成のため、関係先と折衝し、企画・立案する能力を有する者（スタッフ管理職を指します）」などと併記し、個々の従業員がどの要件に該当し、昇格したのかを明らかにします。

従業員の年齢構成が高齢化する中で、従業員の半分以上が「会社の雇用管理区分上」、管理職格に該当するという会社も増えています。

「名ばかり管理職」ということ

ばかりですが、これは「労基法

上の管理監督者であるという名目

を指します。しかし、管理監督者

に該当しないグループでも、適法

に割増賃金を支払っている限りは、

その階層を「管理職群」と呼ぶことは会社の自由です。違法でも何

でもありません。

小規模企業では、課長以上を管理職とするのが一般的です。「課

多いようです。
管理職」というと、読んで字のごとく「部下を管理する立場にある人間」をイメージします。しかし、

現実には、部下のいない「役職者」もたくさんいます（課長格など）。

1つには、高齢化対策として、

は、「管理職と同格以上に位置付けられていて、重要な企画・立案・調査等の業務を担当する者」と定義されています。
理想論をいえば、ライン管理職・スタッフ管理職・研究管理職の3コース制を整備したいところです。

等の賃金テーブルは同じものを適用しますが、役職手当等については、ライン・スタッフの区分に基づき金額に差をつけ、その趣旨を賃金規定等に明記するのが望ましいでしょう。

しかし、小規模企業では、「そこまでは」と二の足を踏まれるところが多いでしょう。その場合も、理念としては三者（あるいは、ラインとスタッフの二者）を明確に区別しているという姿勢を示すのがベターです。